

関原発第275号  
平成27年3月17日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社  
取締役社長 八木 誠

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成26年12月25日に高浜発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、新規制基準を踏まえた原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、後申請における有効性評価では既申請における特定重大事故等対処施設を使用しないことから、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成26年12月25日（関原発第233号）
3. 変更の理由：特定重大事故等対処施設の設置を行う。

【後申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年3月17日（関原発第274号）
3. 変更の理由：

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等を行う。なお、この変更に伴い、記載事項の一部を関連法令の条文等と整合した記載形式に合わせる。